

公 示 送 達 書

自税第79号
令和 8年 7月24日

熊本県自動車税事務所長

地方税第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。
熊本県自動車税事務所長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。
なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

送達すべき書類を特定 するために必要な情報	氏 名 (名 称)	摘 要
地方税法第158条	株式会社 METACS	
地方税法第158条	丸山 晃	
地方税法第158条	加藤 武	
地方税法第158条	株式会社 ナビラボ	
地方税法第158条	株式会社 COGA	
地方税法第158条	株式会社 COGA	
地方税法第158条	株式会社 ジャパン東部	
地方税法第158条	田頭建設 有限会社	

送達すべき書類を特定 するために必要な情報	氏 名 (名 称)	摘 要
地方税法第 1 5 8 条	株式会社 M s アイル	
地方税法第 1 5 8 条	株式会社 ハマ建	
地方税法第 1 5 8 条	株式会社 ハマ建	
地方税法第 1 5 8 条	株式会社 ハマ建	
地方税法第 1 5 8 条	有限会社 福島建設	
地方税法第 1 5 8 条	L E N H A T T R U O N G	
地方税法第 1 5 8 条	L E N H A T T R U O N G	
地方税法第 1 5 8 条	孫 修芳	
地方税法第 1 5 8 条	藤原 誠	
地方税法第 1 5 8 条	株式会社 J A N S H O K A I	
地方税法第 1 5 8 条	當時久保 雄悟	
地方税法第 1 5 8 条	斉藤 大師	
地方税法第 1 5 8 条	高木 栄真	

送達すべき書類を特定 するために必要な情報	氏 名 (名 称)	摘 要
地方税法第 1 5 8 条	中尾 善孝	
地方税法第 1 5 8 条	栗原 一寿	
地方税法第 1 5 8 条	川上 敏夫	
地方税法第 1 5 8 条	株式会社 D . L . C	
地方税法第 1 5 8 条	坂梨 海斗	
地方税法第 1 5 8 条	上村 彰二	
地方税法第 1 5 8 条	大久保 孝夫	
地方税法第 1 5 8 条	上田 翔輝	
地方税法第 1 5 8 条	岩田 浩也	
地方税法第 1 5 8 条	岩田 浩也	
地方税法第 1 5 8 条	吉永 國子	
地方税法第 1 5 8 条	福山 勝巳	
地方税法第 1 5 8 条	福山 勝巳	

送達すべき書類を特定 するために必要な情報	氏 名 (名 称)	摘 要
地方税法第 1 5 8 条	梅本 賢市	
地方税法第 1 5 8 条	SAKAMOTO MONITA ARAO	
地方税法第 1 5 8 条	澤渡 優子	
地方税法第 1 5 8 条	松崎 一也	